釧路市教育委員会の電力供給に係る一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成１７年釧路市規則第８３号。以下「契約規則」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2026 年（令和８年）11 月 16 日

釧路市教育委員会　教育長　伊　藤　伸　一

記

１　入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び年間予定使用電力量

調達する物品の名称	年間予定使用電力量
電力供給契約（学校施設）	4,739,413kWｈ

(2) 電力の特質等　　電力供給仕様書のとおり

(3) 契約期間　　契約を締結した日から 2028 年（令和 10 年）３月 31 日まで

(4) 供給期間　　2027 年（令和９年）　４月　１日　０時 00 分から
2028 年（令和 10 年）３月 31 日　24 時 00 分まで

(5) 需要場所　　電力供給仕様書のとおり

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第１６７条の４に該当しないこと。

(2) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止等取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

(4) 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

(5) 2025～2027 年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、主要品目「6　燃料・エネルギー」、取扱品目「0604　電力」の認定を受けていること。

(6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録されている者であること。

(7) 入札参加の申請をする日の直前２年以内に国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人等と高圧電力（6,000Ｖ以上）で１件の契約電力が 50ｋＷ以上の電力供給契約を２回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) １の(4)に定める供給開始日から送電をすることが可能であること。

(9) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されている者であること。

(10) 本契約に基づき供給する電気及び環境価値（非化石証書等）について、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン等に規定される関係法令に違反した発電施設又は発電事業者に由来するものを供給しないこと。

３　入札参加申請

(1) この入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

①　申請書類

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）

イ　小売電気事業者であることを証する書類の写し（任意様式）

ウ　２(7)に該当することを証明する実績調書（様式２）

エ　安定供給確約書（様式３）

オ　会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式４）（該当する場合のみ提出すること。）

カ　法令違反の発電施設等からの調達排除に関する誓約書（様式５）

②　提出期間

2026 年（令和８年）11 月 16 日から 2026 年（令和８年）12 月１日までの釧路市の休日を定める条例（平成 17 年釧路市条例第２号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

③　提出先

〒085-8505　釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話　0154-31-4508

④　提出方法

持参又は送付によること。なお、送付については、配達証明郵便、信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものとし、提出期間に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、入札に参加することができない。

(4) その他

①　申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

②　提出された申請書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。

③　提出された申請書類は、返却しない。

４　入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）をメールにより通知する。

(1) 通知日時

2026 年（令和８年）12 月４日　午前９時から午後１時まで。

(2) その他

① 通知日の翌日において、いまだ通知がない場合は、３の(1)③に連絡し確認すること。

② 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について釧路市教育委員会に説明を求めることができる。この場合には、2026 年（令和８年）12 月７日までに書面（任意様式）を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市総務部契約管理課契約係に持参又は送付にて提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、2026 年（令和８年）12 月８日までに回答する。

6 電力供給仕様書の質問等

(1) 電力供給仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書（様式５）を受付場所へ持参又は送付、ファクシミリ(0154-25-9505)、メール(ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp)により提出すること。

① 受付期間

３の(1)②と同じ。

② 受付場所

３の(1)③と同じ。

(2) (1)の質問があった場合においてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

2026 年（令和８年）12 月４日午前 10 時から 2026 年（令和８年）12 月 11 日午後５時までの釧路市の休日を除く毎日。

イ 閲覧場所

３の(1)③と同じ。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 2026 年（令和８年）12 月 14 日

(2) 場所 釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市役所 契約管理課

8 入札書の記載方法

(1) 総価（電力供給仕様書等に示した月ごとの契約電力及び予定使用電力量に対して、入札者が設定した契約電力に対する月額の単価（基本料金）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金）に基づき計算した総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。））で入札に付する。この場合において、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は単価によるものとする。

9　入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書を提出期限までに送付すること。（電報、ファクシミリ又はメール等による入札は認めない。）

(2) 入札金額の算出基礎として、入札内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、入札書に添付して提出すること。

なお、内訳書の基本料金単価及び電力量料金単価には１円未満の端数を含むことができるが、各施設の基本料金及び電力量料金に１円未満の端数があるときは、小数点以下を切り捨てた金額を記載すること。

(3) 入札書の提出期限、送付方法等は、次のとおりとする。

ア　提出期限

2026 年（令和８年）12 月 11 日　午後５時まで

イ　提出先

３の(1)③と同じ。

ウ　配達証明郵便、信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものにより送付すること。

エ　二重封筒で送付すること。「商号又は名称」と「入札件名」を記載した内封筒に入札書及び内訳書を封かんし、これを「令和８年 12 月 14 日入札執行【電力供給契約（学校施設）】の入札書在中」と記載した外封筒に封かんするものとする。

10　落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 有効な入札のうち、落札者となるべき価格で入札した者が２者以上あるときは、契約事務に関わりのない釧路市職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が決定しないときは、日時を改めて再度の入札を行う。なお、再度入札は、入札執行日時及び場所、送付の場合の提出期限等を別に定め、参加者に通知するものとする。

(4) 第３回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた２者以上から見積書を徴する。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

11　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第 10 条各号の一に該当する入札。

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札。

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札。

(4) 入札書と内訳書記載の金額が一致しない場合。

(5) その他、釧路市物品購入等入札心得（以下「入札心得」という。）第７条による。

12　入札保証金

契約規則第６条第３号及び釧路市契約規則の施行について（平成 17 年釧路市庁達第３号。以下「規則の施行について」という。）第２章第１節３規則第６条関係第２号イに基づき免除する。

13　入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日（釧路市の休日を除く。）に、釧路市役所ホームページにより公表する。

14　契約締結期限

2026 年（令和８年）12 月 21 日までに契約を締結するものとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

15　契約保証金

契約規則第 30 条第３号に基づき免除する。

16　契約書作成の要否

要。

17　その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

(3) この契約は、地方自治法第 234 条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、釧路市の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、または解除できるものとする。

18　問い合わせ先

〒085-8505　釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話　0154-31-4508